

杉並区教育委員会会計年度任用職員(一般)

【学芸員（郷土博物館担当）】募集案内

令和8年1月1日

杉並区教育委員会事務局

【1】採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分	勤務様式	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (一般)	学芸員 郷土博物館 担当	月16日／ 1日7時間45分	若干名

(2) 仕事内容

郷土博物館において、資料の収集、保管及び展示、利用者の奉仕、調査・研究、刊行物、講演会等の開催、学校教育等における郷土学習の援助、他の博物館等との連絡調整、資料の寄贈及び寄託に関すること、そのほか、郷土博物館の運営上必要な仕事に従事します。

運営上必要な仕事とは、パソコンによる文書作成（Word）・データ入力（Excel）、電話応対、窓口業務などで、パソコン操作は必須です。

勤務場所は、郷土博物館または分館です。

(3) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間（試用期間）1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

（公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。）

(4) 応募資格

- ① 国籍を問わず、大学を卒業し、学芸員資格を有する方
- ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 または 持参	<u>令和8年1月24日（土）まで（必着）</u> (持参の場合は月曜日、第三木曜日、年始（令和8年1月1～5日）、1月13日を除く午前9時から午後5時まで)	〒168-0061 杉並区大宮一丁目20番8号 杉並区立郷土博物館

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【学芸員（郷土博物館担当）】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。
- ※ 収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※1 申込書は返却いたしません。 ※2 申込書は、今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	令和8年2月3日（火）までに応募者全員に結果を通知します。	

【4】 第二次選考

日時・場所	○令和8年2月10日（火）～2月12日（木）のいずれか一日 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○郷土博物館	
方 法	面 接	会計年度任用職員（郷土博物館担当）として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月20日頃を予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 228,864円（令和7年12月1日時点）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日を除く、月16日勤務です。
土曜日・日曜日・祝日法による休日も勤務日となります。
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務です。
(休憩時間は別途60分)
- ◇ 公務のため必要がある場合は正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区立郷土博物館

〒168-0061

杉並区大宮一丁目20番8号

TEL：03-3317-0841 担当：平野・川上

郷土博物館ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/histmus/>